

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金の申請

令和4年12月まで延長

社会福祉協議会で行っている
①総合支援貸付の再貸付が終了
となった②再貸付申請が不承認
となった③緊急小口資金および
総合支援貸付(初回)が終了と
なった方のうち、収入や資産、
求職活動等の条件を満たす方を
対象とする新型コロナウイルス
感染症生活困窮者自立支援金の
申請受付が12月31日(土)まで
延長となりました。ただし、窓
口での受付は12月28日(水)ま
でとなりますのでご注意ください。
再支給も申請可能です。
※申請条件等の詳細は区ホーム

ページをご覧ください。
【窓口受付】12月28日(水)
【郵送受付】12月31日(土) 消印
有効
【申】申請書(区ホームページか
らダウンロード可)および必要
書類に必要事項を記入し、次の
窓口に郵送または持参※土・日
曜、祝日を除く午前9時～11時
半、午後1時～4時半
【深川地区および東砂六〇八丁
目、南砂、新砂、海の森】
〒135-8383区役所保護第一課新型
コロナウイルス感染症生活困窮
者自立支援金担当(区役所2階
24番)

新型コロナウイルス感染症に伴う 国民健康保険傷病手当金の支給

適用期間は令和4年12月まで

国民健康保険の被保険者が新
型コロナウイルス感染症に感染
した場合または発熱等の症状が
あり感染が疑われた場合に、そ
の療養のため労務に服すること
ができなかった期間(一定の要
件を満たした場合に限る)、傷
病手当金を支給します。
【対象者】
○江東区国民健康保険被保険者
○勤務先から給与の支給を受け
ている方
○新型コロナウイルス感染症に
感染またはその疑いがあるた
め労務ができなかった期間があ
る方(濃厚接触者は対象にな
りません)
○その就労できなかった期間に
ついて、給与の全額または一
部が支給されない方
※個人事業主の方は対象とな
りません。

【支給期間】
労務に服することができなくな
った日から起算して3日を経過
した日から労務に服することが
できない期間
【支給額】
(直近の継続した3か月間の給
与収入の合計額を就労日数で除
した金額)×2/3×日数(支
給対象となる日数)※一日当た
りの支給額に上限があります
【適用期間】
令和4年12月31日(土)まで(申
請期間は労務不能であった日か
ら2年間)
【申請】
支給を受けるためには、申請が
必要です。申請を希望する場合
は、事前に電話でお問い合わせ
ください。申請書等の書式は、
区ホームページからダウンロー
ドできます。
【医療保険課保険給付係】
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

区政最前線 和船を通じた伝統文化と地域の絆の継承

区政最前線



区長 山田 正弘

「川上とこの川下や月の友」
これは、元禄6年の秋、松尾
芭蕉が船に乗り、現在の猿江2
丁目の小名木川沿いにあった名
所「五本松」の辺りで月を見な
がら、自分と同じく風雅の心を
有する友を想って詠んだ句です。
この句が詠まれた江戸時代か
ら、江東区内の河川では、船の
交通が盛んであり、また、こ
うした地域的な特色を背景とし
て、区内では船を造る「船大工」の
技術も受け継がれてきました。
私もこどもの頃には、船大工

さんが近所に住んでいて、時折
船を造っている様子をそばでじ
っと見ていたこともありまし
た。区ではこの「船大工」の技術
を無形文化財として登録する
とともに、平成8年には「櫓漕ぎ和
船の「ゆりかもめ」を製作し、ポ
ランティア団体「和船友の会」
の協力を得て、横十間川親水公
園での無料乗船体験や櫓漕ぎ体
験のほか、さくらまつりのイベ
ントで使用してきました。
一方で、「ゆりかもめ」は製作
から25年以上が経過し、専門家

による修理・点検が必要とな
ったことから、今年度、「船大工」
の技術を有する区内潮見の佐野
造船所において大規模修理を行
い、先頃完了したところです。
なお、修理費用の一部に充て
るため、今回、ふるさと納税に
よるクラウドファンディングを
活用し、これまで多くの皆様か
らご寄付をいただきました。
改めて、御礼申し上げます。
区では今後とも、地域の文化
財である「船大工」の技術を未
来へ保存継承するとともに、

「ゆりかもめ」を含め、区が保有
する6艘の和船を区内のイベン
ト等で活用するなど、観光振興
や水辺の環境整備と連携し、
「水彩都市・江東」の魅力を全国
に発信してまいります。

【申請期限】
令和5年3月31日(金) 必着
【申請先】
区役所2階6番

【申請書】
区ホームページからダウンロード
【手数料】
申請書1枚につき100円(税別)
【お問い合わせ】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成

被保険者の健康の増進を図る
ため、特定健康診査の代わりに
人間ドックを受診した場合、受
診費用の一部を助成します。
【助成要件】
○40歳以上の江東区国民健康
保険被保険者
○受診する年度において40歳以
上であり、人間ドック受診日
時点が74歳以下である
○受診した年度内に特定健康診
査を受診していない
○申請日までに、納期の到来し
ている保険料を完納している
○指定する検査項目の結果の提
出がある

【申請期間】
令和5年3月31日(金) 必着
【申請先】
区役所2階6番

【申請書】
区ホームページからダウンロード
【手数料】
申請書1枚につき100円(税別)
【お問い合わせ】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

第3回 Jアラート全国一斉情報伝達試験 災害時に備え複数の手段での 情報取得方法を確認

11月16日(水)に、「Jアラ
ート(全国瞬時警報システム)」の
全国一斉情報伝達試験を実施し
ます。この試験は、Jアラート
と自動連係している機器を実際
に動かして動作確認を行う全国
的な試験です。
また「複数手段での情報取得
方法の確認」を体験していただ
く目的で、区ではJアラートと
の自動連係の有無にかかわらず
左記の方法で試験を実施します。
この機会にさまざまな方法での
情報取得をお試しくください。

【試験内容】
(上りチャイム音)
これは、Jアラートのテストで
す。(※3回)
こちらは、防災江東です。
(下りチャイム音)
【危険管理課危機管理係】
☎(3647)9382
FAX(3647)9651

【情報伝達試験時に体験できる 主な情報取得方法】

- ①防災行政無線放送(欄外の方法でも確認
できます)
- ②こうとう安全安心メール※登録者のみ。
登録方法は、区ホームページをご確認く
ださい※英語・中国語・韓国語対応
- ③江東区防災マップアプリ※ダウンロード
方法等は、区ホームページをご確認ください。
- ④区ホームページ
- ⑤ツイッター[防災関連情報]@koto_bosai
[江東区政全般]@city_koto
- ⑥フェイスブック(@city.koto)
- ⑦LINE(@city_koto)※友だち登録者のみ
- ⑧一斉情報配信システム(災害協力隊や消
防団等に配備)
- ⑨ケーブルテレビ(デジタル11ch)※契約
者のみ
- ⑩コミュニティFM(88.5MHz)※緊急速報
メール(エリアメール)・Yahoo!防災速
報による試験実施はありません。

○受診結果において特定保健指
導の対象となった場合、指導
を受けることに同意する
【申請に必要な物】
受診結果(質問票含む)、領収書
(原本)、国民健康保険証※郵送
申請の場合はこれら3種類のコ
ピーと申請書等
【申請先】
区役所2階6番

【申請書】
区ホームページからダウンロード
【手数料】
申請書1枚につき100円(税別)
【お問い合わせ】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

【お問い合わせ先】
区役所2階6番

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切切 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

【防災行政無線の放送内容を確認する方法】メールで確認 こうとう安全安心メールに事前登録しておく(「防災無線の放送内容」を選択) ケーブルテレビで確認 ①防災行政無線の放
送中にコミュニティチャンネル(デジタル11ch)にあわせる②画面に「防災行政無線をテレビで聞く」の表示が出たら、テレビのリモコンの黄色ボタンを押す(聞き逃した場合)③コ
ミュニティチャンネルにあわせる④テレビのリモコンでdボタンを押す③「防犯・防災」を選択④「こうとう安全安心メール」を選択 危険管理課危機管理係 ☎3647-9382, FAX3647-9651